

3. たばこ自動販売機

平成8年7月から、全国たばこ販売協同組合連合会に加盟する販売店が、未成年者の喫煙を防止するため、屋外に設置されている自動販売機での販売を、午後11時から午前5時まで自主的に停止する深夜稼動自主規制に取り組んでいます。

また、同連合会や日本たばこ協会等が共同により、年齢識別機能を搭載したたばこ自動販売機の開発、導入に取り組み、平成20年から全国一斉稼動しています。

第2節 図書およびビデオ取扱店

図書等取扱店は、令和5年11月末現在で705店あり、内訳は、書店83店、コンビニエンスストア等において図書等を取り扱っている店が608店、ネットカフェ、まんが喫茶等が14店となっています。また、ビデオ・DVD取扱店は102店あります。

このうち、滋賀県青少年の健全育成に関する条例に基づき、青少年にとって有害であるとして指定されている図書等を取り扱っている店は、図書等取扱店で422店、ビデオ・DVD取扱店で42店となっています。

第6-2-1表 図書およびビデオ取扱店の実態調査結果(令和5年11月末現在)

区分 地域別						単位(店)	
	書店	図書等 取扱店	ネットカ フェ・まんが 喫茶等	計	うち有害 図書等取 扱店	ビデオ DVD 取扱店	うち有害ビ デオ・DVD 等取扱店
大津地域	10 (13)	130 (135)	2 (2)	142 (150)	96 (101)	25 (30)	12 (14)
南部地域	20 (20)	162 (159)	5 (5)	187 (184)	88 (77)	23 (31)	6 (9)
甲賀地域	8 (10)	68 (70)	2 (3)	78 (83)	45 (50)	13 (22)	4 (8)
東近江地域	16 (19)	102 (99)	2 (2)	120 (120)	82 (98)	12 (60)	7 (11)
湖東地域	10 (11)	62 (64)	2 (3)	74 (78)	58 (56)	19 (30)	7 (5)
湖北地域	12 (13)	64 (65)	1 (3)	77 (81)	45 (56)	8 (11)	6 (8)
高島地域	7 (7)	20 (20)	0 (0)	27 (27)	8 (15)	2 (5)	0 (2)
合 計	83 (93)	608 (612)	14 (18)	705 (723)	422 (453)	102 (189)	42 (57)

☆書店:主業務が図書の販売店

図書等取扱店:主業務ではないが、図書を販売している店(コンビニ等)

(備考)()内は、令和4年11月末の数値

(資料)滋賀県子ども若者部子ども家庭支援課

第3節 レンタルカラオケルーム

レンタルカラオケルームは岡山県が発祥地とされており、本県においても昭和 63 年末ころから出現し、令和5年 11 月末現在で 46 店あります。このレンタルカラオケルームは、中の様子を確認しにくい個室であることや営業が深夜におよぶことなどから、利用方法や管理方法によっては性犯罪等の事件や事故、青少年の飲酒、喫煙等の非行の場所となる可能性があります。

本県では、滋賀県青少年の健全育成に関する条例を一部改正(平成20年10月1日施行)し、ネットカフェ、まんが喫茶等と併せて、レンタルカラオケルームへの青少年の入場制限等を規定しました。

第6-3-1表 レンタルカラオケルーム店舗数(令和5年11月末現在)

単位(店)	
地域別	店舗数
大津地域	7 (9)
南部地域	14 (14)
甲賀地域	4 (4)
東近江地域	10 (10)
湖東地域	7 (9)
湖北地域	4 (5)
高島地域	0 (0)
合 計	46 (51)

()内は令和4年11月末の数値

(資料)滋賀県子ども若者部子ども家庭支援課

第4節 ゲームセンター

ゲームセンターの営業は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(以下「風営適正化法」といいます。)により風俗営業の許可が必要となります。

この法律は、①善良の風俗の保持、②清浄な風俗環境の保持、③少年の健全な育成に障害を及ぼす行為の防止、が目的とされ、各種規制等が講じられています。

県内では、令和6年12月現在、24店舗がゲームセンターとして許可を受けています。

風営適正化法または滋賀県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例により、16歳未満の者は午後6時以降(ただし、16歳未満の者に保護者が同伴している場合は午後10時以降)、18歳未満の者は午後10時以降、ゲームセンターへの立入が制限され、また、営業時間も午前0時までと規制されています。

第5節 コンビニエンスストア

コンビニエンスストアは、多くの店舗が 24 時間年中無休で営業し、利便性も高いことから、生活に欠かせないものとなっており、様々な世代の人々が利用し、多くの少年も昼夜を問わず利用しています。

本県には、警察本部と各チェーン店本部とによる「滋賀県コンビニエンスストア防犯対策協議会」および県内の個人経営者による「滋賀県コンビニエンスストアセーフティステーションネットワーク」が設立されており、警察本部、各チェーン店本部および各店舗間の連絡網を確立するなど地域安全活動の一翼を担っています。

令和6年12月末現在、立入調査において把握した県内のコンビニエンスストアは500店舗であり、協議会等では強盗被害防止等のための防犯対策、万引き対策、少年い集対策の推進などコンビニエンスストアが地域安全活動への積極的な参画を一層推進するよう取り組んでいます。